

市第 8 号議案 横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の一部改正

改正項目	改正案の内容																										
<p>延滞金の利率の引下げ</p> <p>（横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例 付則第5項）</p> <p>（横浜市国民健康保険条例 付則第29項）</p> <p>（横浜市後期高齢者医療に関する条例 附則第2項）</p>	<p>○ 平成25年度の地方税法の改正にあわせて、地方税に準じて延滞金の利率を規定している「横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例」、「横浜市国民健康保険条例」及び「横浜市後期高齢者医療に関する条例」を一括して改正します。</p> <table border="1" data-bbox="418 907 1412 1261"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">現行</th> <th rowspan="2">→</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th>特例</th> <th>本則</th> <th>特例</th> <th>※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延滞金</td> <td>年14.6%</td> <td>—</td> <td></td> <td>年14.6%</td> <td>特例基準割合^{※1}+年7.3%</td> <td>年9.3%</td> </tr> <tr> <td>納期限後 1か月以内^{※3}</td> <td>年7.3%</td> <td>年4.3%</td> <td></td> <td>年7.3%</td> <td>特例基準割合^{※1}+年1%</td> <td>年3.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 財務大臣が告示する割合（国内銀行の貸出約定平均金利の年平均）に年1%を加算した割合。直近では、貸出約定平均金利の年平均（H23.10～H24.9）が1%のため、特例基準割合は年2%となる。</p> <p>※2 特例基準割合を2%とした場合の延滞金の利率</p> <p>※3 該当は、「横浜市後期高齢者医療に関する条例」のみ</p> <p>【適用】 平成 26 年1月1日以後の期間に対応する延滞金から</p>		現行		→	改正後			本則	特例	本則	特例	※2	延滞金	年14.6%	—		年14.6%	特例基準割合 ^{※1} +年7.3%	年9.3%	納期限後 1か月以内 ^{※3}	年7.3%	年4.3%		年7.3%	特例基準割合 ^{※1} +年1%	年3.0%
	現行		→	改正後																							
	本則	特例		本則	特例	※2																					
延滞金	年14.6%	—		年14.6%	特例基準割合 ^{※1} +年7.3%	年9.3%																					
納期限後 1か月以内 ^{※3}	年7.3%	年4.3%		年7.3%	特例基準割合 ^{※1} +年1%	年3.0%																					